

2003年8月18日

合併に対する保険契約者からの異議申立ての結果について

明治生命保険相互会社（社長 金子亮太郎）と安田生命保険相互会社（社長 宮本三喜彦）は、保険業法第166条の規定に基づき、両社の合併に関して2003年7月3日に「合併決議の公告」を行ない、同年7月3日から8月4日までの間、かかる合併に対するご契約者からの異議申立てを受け付けてまいりましたが、その結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

【明治生命の異議申立て結果】

1. 保険契約者数

①異議申立て期間内に異議を述べた保険契約者数	3人
②保険契約者総数	5,140,106人
③ ①／②	0.00006%

2. 保険契約に係る債権の額に相当する金額

①異議申立て期間内に異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額	476万円
②全保険契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額	1,357,297,051万円
③ ①／②	0.00004%

【安田生命の異議申立て結果】

1. 保険契約者数

①異議申立て期間内に異議を述べた保険契約者数	3人
②保険契約者総数	2,719,511人
③ ①／②	0.00011%

2. 保険契約に係る債権の額に相当する金額

①異議申立て期間内に異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額	4,873万円
②全保険契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額	799,652,943万円
③ ①／②	0.00061%

明治生命、安田生命のいずれにおいても、上記の1.③と2.③がともに法定の割合である5分の1（20%）を上回りませんでしたので、ご契約者による異議申立ては、両社の総代会における合併承認決議を無効にするまでに至りませんでした。

明治生命および安田生命は、上記の結果を受け、今後金融庁長官による合併の認可を得るための申請を行ない、認可が得られれば、2004年1月1日に合併を行ないます。

なお、公正取引委員会には、7月11日に合併の届け出を行ない（同日付で受理）、すでに合併禁止期間である30日は経過しています。

以上